主. 文

原判決を破棄する。

被告人らを各罰金一五、〇〇〇円に処する。

被告人Aにおいて右罰金を完納できないときは罰金額中一、〇〇〇円を一日に換算した期間同被告人を労役場に留置する。

理由

本件控訴の趣意は、大阪地方検察庁検察官検事早川勝夫作成の控訴趣意書記載のとおりであり、これに対する答弁は弁護人村林隆一作成の答弁書記載のとおりであるから、これらを引用する。

るから、これらを引用する。 論旨は、労働基準法六二条一項但書にいわゆる交替制は、同一労働者が一定期間ごとに昼間勤務と夜間勤務に交替につく勤務の態様をいうと解すべきであるのに、原判決が、右条項の交替制は要するに当該労働者の深夜業による体力の消耗を充分回復できるような交替勤務態様のものをいうと解した上、本件の勤務すなわち、午前〇時三〇分まで深夜業をしてその日は非番とし、翌日午前七時就業する勤務は右交替制に該当するとしたのは、同法六二条一項本文、但書の解釈適用を誤つたものであるというのである。

よつて所論にかんがみ記録を精査して案ずるに、一般に交替制労働とは、労働者が複数の組に分れ、一日のうち複数の時間帯ごとに交替して就労する形態をいる形態をいるが、このうちには、各組が一定期間ごとに他の組と就労〈要旨〉時間を交替するものと、就労時間の交替をしないものとが考えられる。そして、労働条件の最低基準由法定〈/要旨〉し、労働者の地位を保護することを目的とした労働基準法の立法理由よび年少者等の深夜業を原則として禁止した同法六二条一項本文の趣旨から見るいと、同項但書は使用者のやむを得ない必要を充たすため、年少者の深夜業に引外ので表したのである。この見地からすれば昼間勤務に引続きいるによるである。この見地からすれば昼間勤務に引続きに引続がなされ、就労時間の交替を伴わないものは、場合によってもからすれば事することもあり、勢い、その体力の消耗など心身への悪影響ははほととによいるまでもないところである。かくては年少者等の深夜業禁止の趣旨はほとが相当である。

この点につき、右時間の交替を伴わないものにおいても、次ぎの就労までの間に相当な長さの休養時間または休養日を置くことにより前示のような悪影響を緩らとも不可能ではないが、たとえ同一の労働量においても、深夜勤務がもたとといるの意識の累積ないし体力の消耗は、就労時間を交替するものといる場合に大きいものがあることは明らかであるし、その判断の立法場合に明確をあるに、またがであることは、またがであるとは、これである。とは、またがである。とは、またが、であるに当るとは、またが、であるに当時である。となが、であるに表生がである。とを理は、またが、これである。との解釈であることを理は、またのには、またの解釈のは、これである。との解釈のなどには、またのには、またの解釈のである。といるのは、これである。ことが明らかである。そうすると、右労働基準法が、これであるに、またの解釈のである。そうすると、右労働基準法が、これである。といるので、ことが明らがである。そうすると、右労働基準法が、これである。といるのには、またの解釈を表れて、これである。

よつて、刑事訴訟法三九七条一項、三八〇条により原判決全部を破棄し、同法四〇〇条但書により、さらに判決する。

(罪となるべき事実及び証拠の標目)

罪となるべき事実中「労働時間を五時間一〇分超えて」の次に「深夜にわたり」 と挿入するほか、原判示のとおり。

(法令の適用)

被告人らの判示所為は、労働者、労働日ごとに労働基準法六〇条三項、一一九条一号、六二条一項本文、一一九条一号(昭和四七年七月四日以降の所為についてはそのほか罰金等臨時措置法四条、被告人B株式会社についてはこのほか労働基準法一二一条一項)に該当するが、同法六〇条三項違反の罪と六二条一項違反の罪は一個の行為で数個の罪名に触れる場合であるから刑法五四条一項前段、一〇条によりそれぞれ重いと認める労働基準法六二条一項違反の罪の刑に従い、所定刑中罰金刑を選択し、各被告人につき以上は刑法四五条前段の併合罪であるから同法四八条二項により各所定罰金の合算額の範囲内で被告人らを各罰金一五、〇〇〇円に処し、

被告人Aに対する換刑処分につき同法一八条を適用して主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 杉田亮造 裁判官 矢島好信 裁判官 加藤光康)